

記録簿（持ち込み・指定・定期点検）変更のお知らせ

平成19年4月1日付けで点検基準の改正が行われます。これに伴い記録簿（持ち込み・指定・定期点検）が変更されますので、ご購入の際はご留意ください。（平成19年4月販売予定）

○ 記録簿の区分と別表の変更

自動車の区分	改正	現行
事業用自動車等	別表第3	←
被牽引自動車	別表第4	
自家用貨物自動車等	別表第5	別表第4
自家用乗用自動車等	別表第6	←
二輪自動車	別表第7	別表第5

【主な変更内容】

① 二輪車（巻末参照）

- 定期点検時期が6月、12月ごとから1年、2年ごとの改正に伴い、点検項目ごとの点検内容及び点検時期の見直し並びに走行距離を加味した点検項目の設定

1年点検 33項目 2年点検 48項目（33項目+15項目）

追加項目

- | | |
|------|--|
| 1年点検 | ドライブ・ベルトの摩耗、損傷
ブレーキ・マスターシリンダの液漏れ
ブレーキ・ディスク・キャリパの液漏れ |
| 2年点検 | ◎エンジンのかかり具合、異音
◎エンジン・オイルの汚れ、量
◎エンジンの弁すき間
◎キャブレターの同調 |

※2年点検においてCO、HCの濃度を測定しない場合は◎印を付記した点検項目を実施する

②大型車

- 車輪脱落防止策として、点検項目に「ホイールナット及びホイールボルトの損傷」を追加（車両総重量8トン以上、乗車定員30人以上の自動車）

③被牽引自動車（巻末参照）

- 構造が特殊なことから、従来の事業用から分離して点検項目を設定

3月点検 20項目 12月点検 33項目（20項目+13項目）

【既存の点検整備記録簿の使用について】

現在使用している点検整備記録簿については、次の方法により継続して使用することができます。

①事業用自動車等 別表第3

- 追加項目の記入

車両総重量8トン以上、乗車定員30人以上の自動車については、12月点検項目に「ホイール・ナット、ホイール・ボルトの損傷」を記録簿の余白等に記載します。

・削除項目

被牽引自動車以外は、連結装置の「キング・ピンの亀裂、損傷」の削除

「ピントル・フック、ルネット・アイの損傷」の項目からルネット・アイを削除

②自家用貨物自動車等・別表第4

・別表第4を別表第5に改めます

③二輪自動車 別表第5

・現在の点検整備記録簿を使用する場合については、追加項目を記録簿の余白等に記載します。

④自家用乗用自動車等 別表6

・特に訂正の必要はありません。

指定整備事業における工員数要件の変更等について

国土交通省は、道路運送車両法第94条の規定に基づく優良自動車整備事業者の認定及び同法第94条の2の規定に基づく指定自動車整備事業の指定について、これらの具体的な審査基準の通達である「優良自動車整備事業者認定規則の運用について」、「優良自動車整備事業者の1種整備工場及び2種整備工場の認定の取扱等について」及び「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」の一部改正を予定しています。平成19年3月中旬に公布され、平成19年4月1日の施行の予定です。

改正予定の内容は以下の通りです。

①優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業の指定に係る工員数要件の変更

優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業の指定に係る基準のうち、保有する工員の数を5人以上から4人以上へと変更する。

ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む工場については、保有する工員の数を5人以上に維持する。

②整備作業と検査作業の分業化の徹底

整備作業と検査作業の分業化を徹底することとし、検査作業において補助的役割を担う工員についても当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないこととする。

③現車作業場で行うことが可能な検査の拡大

現車作業場での可搬式の機器である音量計等（騒音計）及び黒煙測定器等を用いて行う検査を可能とする。

◆ 改正の背景・目的・概要の詳しい内容は、振興会ホームページの会員ページをご覧下さい。

オパシメータを使用したPM検査の導入予定について

○ 車検におけるPM検査の方法が変わります

現行の車検（継続検査）では、ディーゼル車から排出される粒子物質（以下「PM」といいます）の検査として、黒煙測定器を使用して黒煙濃度を測定しております。

近年のディーゼル車の排出ガス低減技術の高度化の結果、最近のディーゼル車ではほとんど黒煙が排出されなくなっているため、今後のPM検査においては、排出割合が増えている軽油や潤滑油の未燃焼分である有機性可溶成分（SOF成分）を測定することが重要です。しかし、現行の黒煙測定器は、SOF成分を測定できないため、特に新型車の場合、車検におけるPM検査の方法として必ずしも適正なものと言えなくなっています。さらに、今後予定されている排出ガス規制の一層の強化が行われた場合、この傾向がより顕著なものとなり、測定精度も対応が困難となります。

このため、黒煙測定器による黒煙検査に替えて「オパシメータ」を使用したPM検査が新たに導入されます。

○ オパシメータとは？

オパシメータ、現行の黒煙測定器と比べて次のような特性をもっており、極小化するPM規制値に対しても十分な測定能力があります。

	黒煙測定器	オパシメータ
測定原理	排出ガス中の黒煙を付着させた「ろ紙」に光を反射させて、その反射率から黒煙濃度を測定	排出ガス中に光を透過させて、その透過率から排出ガス中の黒煙及びSOF成分等の濃度を測定
測定対象	黒煙のみ測定	黒煙のほか、SOF成分まで測定可能
測定下限	黒煙濃度10%	オパシティ濃度0.1%
消耗品	ろ紙	特になし

○ 車検におけるPM検査（現行の黒煙検査）については、今後、次のとおり実施する予定です

- ① 新型車の型式認証審査（新規検査を含む。以下同じ）で黒煙測定器により測定された自動車（以下「黒煙測定認証車」といいます）は、これまでどおりの、黒煙測定器により検査します。
 - ② 新型車の型式認証審査でオパシメータにより測定された自動車（以下「オパシ測定認証車」といいます）は、オパシメータにより検査します。
- ◆ オパシメータを使用した新型車の型式認証審査は平成19年度中に開始する予定です。
- ◆ ただし、黒煙測定認証車をオパシメータにより測定し、予め定めた判定値に基づき合格判定を行う（スクリーニング）ことができることとします。
- ◆ また、経過措置として、ポスト新長期規制の適用開始（平成21年中）までの間は、継続検査においてオパシ測定認証車を黒煙測定器により検査できることとします。

中小企業組合まつりに参加します

第12回目となる中小企業組合まつりが、本年度も開催されます。

当組合も自動車使用者の保守管理責任意識の醸成と点検整備の必要性を呼び掛け、地域社会の安全と安心に貢献することを目的に、積極的に参加します。当日は会場となるアイメッセには200を超える企業が参加します。色々な出店やイベントが盛りだくさん！！是非ご来場下さい。

- ◇ 日 時 平成18年3月11日（日）9：00～16：00
- ◇ 場 所 アイメッセ山梨（屋内）
- ◇ 内 容 1) 自動車点検・整備推進PR

- 2) 「子供110番のお店」ぬりえコーナー
 3) 「てんけん君」「せいびちゃん」の着ぐるみによる各種PR

自動車整備技能登録試験が実施されます

平成18年度第2回の自動車整備技能登録試験が次のとおり実施されますので、申請者は時間厳守の上、受験して下さい。

- ◇ 試験日 平成19年3月25日（日）
 ◇ 試験会場 山梨県自動車整備振興会研修センター
 ◇ 試験時間等

試験の種類	受付時間	試験時間
二級ジーゼル自動車 自動車車体	8:45~9:10	9:20~10:40
二級ガソリン自動車 三級自動車シャシ	10:45~11:10	11:20~12:40 3級は12:20まで
一級小型 三級自動車ガソリン・エンジン	12:50~13:20	13:30~15:10 3級は14:30まで

教育委員会が開催されました

標記委員会が次により開催され、その概要是次のとおりです。

- ◇ 日 時 平成19年3月2日（金）10:00~12:00
 ◇ 場 所 振興会 会議室
 ◇ 出席者 羽田委員長、清水副委員長、
 久保田委員、別符委員、米山委員、坂本委員、保坂委員
 会議事項

（1）第108期技術講習所修了判定について

受講者	修了者
2級ガソリン	18名
3級基礎	13名
3級ガソリン	13名

12名（1名中止）
 12名（1名中止）

（2）第109期技術講習所実施計画（案）について

- ・1級小型（A課程）・2級ガソリン・3級ガソリン

（3）第16回全日本自動車整備技能競技大会について

全日本自動車整備技能競技大会開催要綱

（4）その他

なし

報告事項

（1）自動車整備技能登録試験について

平成18年度第2回自動車整備技能登録試験
 試験日 平成19年3月25日（日）

指定協委員会が開催されました

標記委員会が次により開催され、その概要は次のとおりです。

- ◇ 日 時 平成19年2月21日（水） 14：00～16：30
- ◇ 場 所 振興会会議室
- ◇ 出席者 荻原会長 水野副会長 羽中田副会長 根津監事 佐藤監事
村松委員 清水委員 小澤委員 伊藤委員 渡辺委員 相馬委員
小池委員 大村委員 榎原委員 石原委員代理 斎木幹事 保坂幹事

会議事項

- (1) 指定整備事業協議会の今後のあり方について
- (2) その他

第5回経営研修会が開催されました

第5回経営研修会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

- ◇ 日 時 平成18年2月8日（木） 19：00～21：00
- ◇ 場 所 振興会 大講堂
- ◇ 研修内容 ◆利益を変える ◆経営指標を知る

全5回の研修会はすべて修了致しました。

事業経営の基礎となる財務諸表の分析を行う為、各事業場の規模別サンプリング調査を実施し、その経営指標を基に問題点の把握と改善を行い、自社企業の経営の参考となる研修会を実施致しました。

今後とも委員会等に実施結果を報告する中で開催を計画していくことと致します。

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。

なお、検査結果は次のとおりです。

当日ご協力頂いた市川支部の皆様、ありがとうございました

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
2月20日（火） 13:30～16:00	市川三郷町内	運輸支局 4名 独立行政法人 2名 市川支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 126台 不良車両数 12台 内整備命令 0台 口頭警告 12台 車検切れ 0台

第109期 自動車整備技術講習所 受講生募集案内

1級小型(A課程)

受講資格 2級ガソリン・2級ジーゼルの両方の技能検定に合格した者で技能検定合格日から自動車の整備作業に関して3年以上の実務経験を有する者

1. 募集種目

一級小型 A 課程

2. 募集人員 (募集人員に達しないときは、開講しない場合があります)

種目	募集人員数
一級小型	15人

3. 受講申込み

①申込期間 4月2日(月)～4月27日(金)

②受講申込み ・受講希望者は受講申請書(教育課窓口にあります)

に必要事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込み下さい。

・2級ガソリン自動車・2級ジーゼル自動車整備士合格証をご持参下さい。

4. 講習日程

①開講日(開講式) 平成19年5月15日(火)

②講習終了日 平成20年2月19日(火)

③修了式 平成20年3月中旬予定

5. 講習時間 9:10～15:50 1日6時限

6. 受講料

種目		受講料	備記
1級小型	会員	87,000	受講料には、テキスト・資料代が含まれます。
	会員外	124,500	

※テキスト代変更により、受講料が変わる場合があります。

7. 各課程の講習日

一級小型 (火曜日)

月	講 習 日			
5	15	22	29	
6	5	12	19	
7	3	10	17	24
8	7	21		
9	4	11	18	
10	2	9	16	
11	6	13	20	
12	4	11	18	
1	15	22	29	
2	5	12	19	

※講習日は、変更する場合があります。

8. その他

- (1) 本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- (2) 受講者は、白色作業着を着用して頂きます。
- (3) サーキットテスターをご用意して下さい。(ポケット型は不可)
☆デジタルテスター (温度センサ付)
☆アナログテスター
- (4) 山梨県自動車整備商工組合で下記の物を取り扱っています。
☆ 白色作業着 (S ~ 3L) 3,045円
☆ デジタルテスター (温度センサ付) 12,000円
☆ アナログ (針式) テスター 6,000円
- (5) お問い合わせ先 (社) 山梨県自動車整備振興会 教育課
TEL 055-262-4422
FAX 055-263-4420
詳しくはAMSホームページもご覧下さい <http://www.ams.or.jp>

第109期 自動車整備技術講習所 受講生募集案内

2級ガソリン自動車整備士

受講資格 (実務経験は修了日までとします)

3級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して3年以上の実務経験を有する者
(大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)

1. 募集種目

二級ガソリン

2. 募集人員 (募集人員に達しないときは、開講しない場合があります)

種目	募集人員数
二級ガソリン	25人

3. 受講申込み

- ①申込期間 4月2日（月）～4月27日（金）
②受講申込み
・受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）
に必要事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込み下さい。
・3級自動車整備士合格証をご持参下さい。

4. 講習日程

- ①開講日（開講式） 平成19年5月15日（火）
②講習終了日 平成19年8月23日（木）
③修了式 平成19年9月13日（木）

5. 講習時間 9：10～15：50 1日6時限

6. 受講料

種 目		受講料	備 記
二級ガソリン	会 員	57,000	受講料には、テキスト・資料代が含まれます。
	会員外	82,000	

※テキスト代変更により、受講料が変わる場合があります。

7. 各課程の講習日

二級ガソリン (木曜日・土曜日)

月	講 習 日				
5	15	19	24	26	31
6	7	14	16	21	28
7	5	12	14	19	26
8	2	9	13	18	23

※講習日は、変更する場合があります。 は土曜日

8. その他

- (1) 本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- (2) 受講者は、白色作業着を着用して頂きます。
- (3) サーキットテスタをご用意して下さい。(ポケット型は不可)
☆ デジタル(数字式)テスタ
- (4) 山梨県自動車整備商工組合で下記の物を取り扱っています。
☆ 白色作業着(S~3L) 3,045円
☆ デジタルテスタ 7,000円
- (5) お問い合わせ先 (社) 山梨県自動車整備振興会 教育課
TEL 055-262-4422
FAX 055-263-4420

詳しくはAMSホームページもご覧下さい <http://www.ams.or.jp>

第109期 自動車整備技術講習所 受講生募集案内

3級ガソリン自動車整備士

受講資格 (実務経験は講習修了日までとします)

自動車の整備作業に関して1年以上の実務経験を有する者
(大学機械科卒0.5年 高校機械科卒0.5年)

1. 募集種目

三級ガソリン

2. 募集人員 (募集人員に達しないときは、開講しない場合があります)

種目	募集人員数
三級ガソリン	25人

3. 受講申込み

①申込期間 4月2日(月)～4月27日(金)

②受講申込み 受講希望者は受講申請書(教育課窓口にあります)
に必要事項を記入のうえ、受講料を添えてお申し込み下さい。

4. 講習日程

①開講日(開講式) 平成19年 5月15日(火)
②講習終了日 平成19年 8月28日(火)
③修了式 平成19年 9月13日(木)

5. 講習時間 9:10～15:50 1日6時限

6. 受講料

種 目		受講料	備 記
三級ガソリン	会 員	57,000	受講料には、テキスト・資料代が含まれます。
	会員外	82,000	

※テキスト代変更により、受講料が変わる場合があります。

7. 各課程の講習日

三級ガソリン (火曜日・土曜日)

月	講 習 日				
5	15	19	22	26	29
6	5	12	16	19	26
7	3	10	14	17	24
8	7	13	18	21	28

※講習日は、変更する場合があります。 は土曜日

8. その他

- (1) 本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- (2) 受講者は、白色作業着を着用して頂きます。
- (3) サーキットテスタをご用意して下さい。(ポケット型は不可)
☆ アナログ(針式) テスタ
- (4) 山梨県自動車整備商工組合で下記の物を取り扱っています。
☆ 白色作業着 (S~3L) 3,045円
☆ アナログ(針式) テスタ 6,000円
- (5) お問い合わせ先 (社) 山梨県自動車整備振興会 教育課
TEL 055-262-4422
FAX 055-263-4420

詳しくはAMSホームページもご覧下さい <http://www.ams.or.jp>

低圧電気取扱い

特別講習募集案内

低圧電気の取扱い（ハイブリッド車）の講習を下記の要領で行います。

1. 申込期間 平成19年3月19日（月）～4月13日（金）

2. 講習日 平成19年4月23日（月）

3. 時間 9:00～17:00

4. 講習場所 山梨県自動車整備振興会

5. 時間割

時間	講習項目
9:00～10:30	電気の基礎、電気回路の点検
10:30～11:30	電気の安全に必要な基礎知識
11:30～12:00	関係法令と低圧電気取り扱い安全
13:00～14:00	低圧電気取り扱い安全と救急処置法
14:00～15:00	ハイブリッド車作業上の心得と注意
15:00～16:30	ハイブリッド車の整備（実習）
16:30～17:00	試問 解説

6. 受講料 6,300円（テキスト代込み）

7. 講習修了証 講習修了証書を授与しますので、整備士手帳もお持ち下さい。

受講証明を致します。

8. 申込み 受講希望者は、申込書（教育課窓口にあります）に必要事項を
ご記入のうえ、受講料を添えてお申し込み下さい。

詳しくはAMSホームページもご覧下さい

<http://www.ams.or.jp>

9. お問い合わせ（社）山梨県自動車整備振興会 教育課

TEL 055-262-4422

FAX 055-263-4420